

# 第44回“川の都”かみごおり川まつり（花火大会）

## 出店者（PRブース）募集要項

- 1 出店者募集概要
- 2 出店に関する留意事項
- 3 出店者募集要項

川まつり実行委員会イベント部会事務局

## 1 出店者募集概要（PR ブース）

第 44 回“川の都”かみごおり川まつり（花火大会）会場内において、上郡町民と上郡町出身で町外に住む方、来町者に、上郡町の魅力を体験できるブースの出店者を募集します。出店を希望される方は、この出店者募集要項による出店条件をご確認のうえ申請してください。

- (1) 開催日 令和 8 年 7 月 25 日（土）
- (2) 出店時間 16 時 00 分～20 時 30 分 ※完全撤収：21 時 00 分
- (3) 出店場所 千種川左岸親水公園内指定エリア（PR ブース）
- (4) 募集予定数 10 団体程度
- (5) 出店区画 間口 2.7m×奥行 3.6.m  
※希望により最大 2 区画まで申請可能。その場合は、出店協賛金の支払いが必要になります。  
なお、出店者数が多い場合は、希望に添えない場合があります。  
※電源（300W）・テントは主催者が用意します。
- (6) 出店協賛金 1 区画の場合 無料  
2 区画の場合 3,000 円  
※出店者は、かみごおり川まつりの開催に協賛する意思を有し、露店等出店を含むまつりの開催に係る経費に充てられることを了承のうえ支払うものとする。
- (7) 出店資格 上郡町内に活動拠点がある 5 人以上の団体  
※一般露店、観光協会ブースに出店する場合は対象外とする。
- (8) 出店内容 日頃の活動の PR 及び活動内容の体験（無償、有償を問わず）又は活動の成果物等の販売。

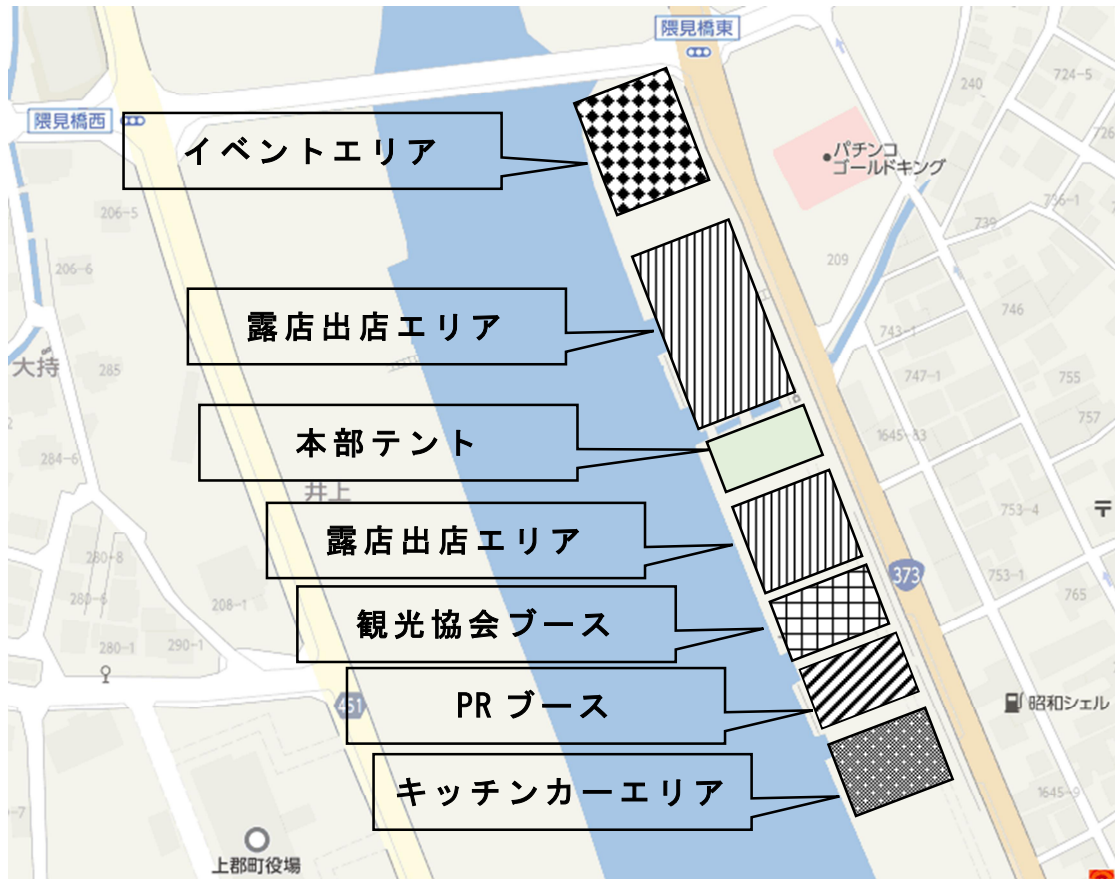
(9) 申請期間 令和8年6月19日(金)16時30分必着

(10) 申請方法 出店申請書等に必要事項を記入のうえ、下記の事務局まで、持参・郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法により提出してください。申請様式は上郡町ホームページ「第44回”川の都”かみごおり川まつりPRブース出店者募集のお知らせ」からダウンロードしてください。

(11) 事務局 川まつり実行委員会イベント部会事務局  
(上郡町役場地域振興課内)  
〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278  
TEL：0791-52-1162 / FAX：0791-52-3293  
E-mail：chiiki@town.kamigori.lg.jp

(12) 出店場所(予定)





## 2 出店に関する留意事項

### (1) 提出書類等について

#### ① 出店申請

- ・ 出店申込書
- ・ 出店申出書及び誓約書
- ・ 営業補助者出店申請書及び誓約書

※申請書提出後の出店申請者の変更は認めません。

※健康保険資格確認書など、顔写真がない身分証明書の場合は、顔写真を添付してください。

### (2) 出店に係る資機材について

出店に必要な長机・イス等の機材、装備等（水を含む）は、全て出店者で準備願います。なお、電源(300W)は、主催者にて準備します。

### 3 出店者募集要項

#### (1) 基本事項

“川の都”かみごおり川まつりを支える一員として、法令を遵守することはもちろん、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心掛けてください。

公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、及びこの要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。

なお、従わない店舗には、開催中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その場合、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

#### (2) 出店商品・販売について

① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の配布等を行わないでください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分に注意してください。

② 主催者の判断により、出店内容の変更や展示中止を指示する場合があります。

#### (3) 出店申請に関して

① 未成年者による申請は不可とします。

② 出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。

③ 営業補助者に変更が生じたときは、令和8年7月15日(水)までに速やかに届け出てください。届けを出さずに営業補助者の変更は認めない。

④ 申請後、出店することができなくなった場合は、速やかに辞退を申し出てください。申請後、正当な理由なく辞退した場合は、翌年度以降の出店を認めないものとします。

#### (4) 出店許可の取り消し等について

① 下記に該当する場合は、出店を許可しません。

② 書類に不備がある場合（修正等に応じない場合及び期日までに修正できない場合）

- ③ 自己（申請者）及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が暴力団密接関係者であると判明した場合
  - ④ その他出店を認めない事由が発生した場合
- ※ 出店許可の取り消し等により、出店店舗数が募集予定数に達しなくなった場合でも、追加募集は行いません。

(5) 出店区画に関して

かみごおり川まつりにおいては、主催者が「PR ブース」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【PR ブース】

- ① 出店区画は、間口 2.7m×奥行 3.6mとします。希望により最大 2 区画まで申請可能とします。
- ② 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- ③ 資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- ④ 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
- ⑤ 備品及び商品は出店者が保全してください。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

(6) 店舗の運営に関して

- ① 主催者が、かみごおり川まつりの開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。
- ② 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、下記の時間帯に行うものとし、主催者の指示を遵守して行ってください。なお、下記の時間帯以外の車両の乗り入れは禁止します。

※開催中、会場周辺で交通規制が行われるので、規制状況をよく確認すること。

搬 入：7月25日（土）13：00～16：00

搬 出：7月25日（土）20：30～21：00

撤収完了：7月25日（土）21：00 厳守

- ③ 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。

- ④ 飲酒、周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- ⑤ 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
- ⑥ 撤収完了時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。
- ⑦ 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- ⑧ 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- ⑨ 出店日当日、警察・消防立会いのもと実施する現場確認に協力してください。

(7) 出店者の責任・保証

- ① 苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ② 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- ③ 主催者、警察、消防等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- ④ 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負ってください。
- ⑤ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- ⑥ ゴミは出店者各自が持ち帰ってください。
- ⑦ 各出店者は、その責任において必要な保険に加入するなど、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。

(8) 衛生・原状回復に関して

- ① 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さなどを廃棄しないでください。
- ② 出店者は、会場施設を汚さないよう十分注意してください。
- ③ 出店終了後は、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行ってください。出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- ④ 出店に必要な機材、造作等はすべて出店者負担とし、終了後、原状回

復してください。

(9) 営業補償について

- ① 主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、主催者がかみごおり川まつりの開催を中止、または開催時間を変更した場合であっても、主催者は営業に関する補償を一切行いません。
- ② 上記の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買取なども一切行いません。
- ③ 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店に関する損害も補償しません。

(10) 暴力団排除に関して

- ① 兵庫県暴力団排除条例及び上郡町暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。
- ② 兵庫県暴力団排除条例及び上郡町暴力団排除条例に基づいて、出店を決定した後であっても、これを取消し、出店をお断りする場合があります。
- ③ 自己（申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないようにしてください。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員
  - イ 同一生計者に暴力団員がいる者
  - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を提供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ④ 出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

(11) 駐車場について

出店関係車両は、1店舗1台に限り主催者が指示する場所に駐車してください。ただし、2t車を上限とします。

(12) その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、「上郡町ホームページ」に適宜、掲載します。また、出店条件などは本募集要項を基本としますが、個別の事案については事務局と相談のうえ決定することとします。